

# 蒲郡市行政サービス等一覧

2026年4月1日時点

## 注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅の入居	市営住宅にパートナー（ファミリー含む）と入居申請ができます。	○			建築住宅課 0533-66-1132
住民票の続柄の選択	パートナーは、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができます。	○			市民課 0533-66-1110
所得証明書、所得課税証明書、納税証明書、未納のない証明書の交付請求	同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、交付請求をすることができます。	○			税務課（税政担当） 0533-66-1115
個人市県民税課税資料の閲覧	同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、課税資料を代理で閲覧できます。	○			税務課（市民税担当） 0533-66-1116
罹災証明書の交付（火災を除く）	同一世帯のパートナーは、証明書を代理で申請できます。	○			税務課（固定資産税・家屋担当） 0533-66-1114
介護保険にかかる各種申請	パートナー（ファミリーを含む）が、代理で要介護認定等の申請をすることができます。		○		長寿課 0533-66-1176
市民病院での外来・入院における同意	市民病院での外来・入院における同意		○		市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200
市民病院での診療記録等の開示	遺族または患者の判断能力に疑義が生じた場合におけるカルテ開示申請ができます。	○			市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200

# 蒲郡市行政サービス等一覧

2026年4月1日時点

## 注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
蒲郡市結婚新生活支援補助金	パートナーシップの宣誓を機に、パートナーと新生活をスタートする世帯のうち、対象要件を満たす場合に住宅にかかる費用を補助します。	○			観光まちづくり課シティセールス推進室 0533-66-1225